

令和6年度 健康課題解決型支援事業（助成金） 健康課題解決型支援事業企画募集についての質問に対する回答

令和6年5月10日までに受け付けた1件の質問について、以下のとおり回答致します。

質問1

応募要領の「2. 応募資格」について、※企業と行政等が連携した事業であること、とあるが行政等とは市町村や保険者等の行政機関を広く指す意としての理解でよいか。

回答1

行政等とは、国または地方自治法第1条の3に規定される普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指しています。

- ・普通地方公共団体・・・都道府県及び市町村
- ・特別地方公共団体・・・特別区、地方公共団体の組合、財産区

上記に定義されない団体等については、行政等に含まれません。該当する団体かどうかは、連携先にご確認下さい。

以上